

## 合意書

国立病院機構甲府病院と保険薬局名称：\_\_\_\_\_は、院外処方箋における問い合わせ基本事項の運用について、下記の通り合意した。尚、保険薬局での運用においては、患者は不利益を被らないように、十分な説明の上合意を得てから行うものとする。

### 記

#### 1. 院外処方箋における問い合わせ基本事項の運用について

「院外処方箋における問い合わせ基本事項」（別紙）に挙げる問い合わせ不要例については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

（参考：薬剤師法第 23 条第 2 項）

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

#### 2. 運用開始日について（\*病院にて記載）

20 年 月 日 より開始とする

#### 3. 合意の解除及び内容の変更について

最新の「院外処方箋における問い合わせ基本事項」は当院ホームページ等を確認する。当事項の内容変更時に新たな合意書の締結は行わず、両者から特段の意思表示がない限り、本合意書をもって了承されたものとして取り扱う。

合意解除については、必要時に協議を行うこととする。

この合意を証するため本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

以上

20 年 月 日

住所 〒400-8533 山梨県甲府市天神町 11-35

名称 独立行政法人 国立病院機構 甲府病院

代表者 病院長 萩野 哲男 印

住所

保険薬局名称

代表者 印

## 合意書

国立病院機構甲府病院と保険薬局名称：\_\_\_\_\_は、院外処方箋における問い合わせ基本事項の運用について、下記の通り合意した。尚、保険薬局での運用においては、患者は不利益を被らないように、十分な説明の上合意を得てから行うものとする。

### 記

#### 1. 院外処方箋における問い合わせ基本事項の運用について

「院外処方箋における問い合わせ基本事項」(別紙)に挙げる問い合わせ不要例については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

(参考：薬剤師法第23条第2項)

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

#### 2. 運用開始日について(\*病院にて記載)

20 年 月 日 より開始とする

#### 3. 合意の解除及び内容の変更について

最新の「院外処方箋における問い合わせ基本事項」は当院ホームページ等を確認する。当事項の内容変更時に新たな合意書の締結は行わず、両者から特段の意思表示がない限り、本合意書をもって了承されたものとして取り扱う。

合意解除については、必要時に協議を行うこととする。

この合意を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

以上

20 年 月 日

住所 〒400-8533 山梨県甲府市天神町 11-35

名称 独立行政法人 国立病院機構 甲府病院

代表者 病院長 萩野 哲男

印

住所

保険薬局名称

代表者

印